

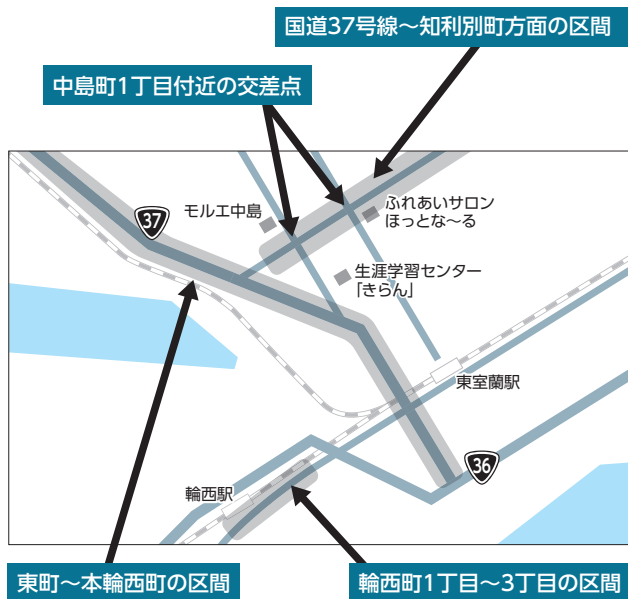
防ごう交通事故 守ろう命 春の交通安全

《詳細》地域生活課 ☎25-2380

昨年9月に、中島本町で80代の女性が犠牲になる死亡事故が発生しました。また、新年度になり初めて子どもたちだけで登下校し、下校後は一人で遊びに出掛ける新入学児童や、自転車に乗る人が増える時期です。事故の特徴や原因を把握し、みんなで交通事故のないまちをつくりましょう。

市内の交通事故危険箇所

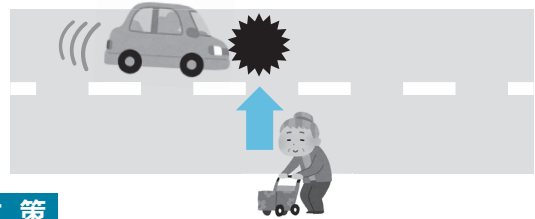
下の地図は、昨年、市内で交通事故が多発した箇所を示しています。歩行者も運転者も特に注意が必要です。



高齢者の交通事故を防ぐために

事故の特徴

- 事故の多くは自宅付近で発生しており、日没から夜間が多い。
- 道路横断中の後半に、左から走行してくる車と衝突することが多い。



対策

- 信号無視をしない。道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道や歩道橋などを利用しましょう。
- 横断中は前方や足下だけを見て歩くのではなく、常に左右の安全確認を行いましょう。特に横断の後半は左方向に注意しましょう。
- 自分の運動能力や身体機能の変化を認識し、車を遠くに発見したら横断せず、とにかく待ちましょう。
- 夜光反射材を身につけ、明るい服装を心掛けましょう。
- 慣れた道でも、通行するときは必ず安全確認をしましょう。

子どもを交通事故から守るために

事故の特徴

- 登下校中の事故が最も多い。
- 事故の半数近くは交差点で起きている。
- 飛び出し事故の割合が高い。
- 4月よりも、登下校に慣れてきた5・6月の事故が多い。

対策

- 道路を横断するときは、「横断歩道を必ず利用する」「青信号でも左右の安全を確認してから渡る」「横断中も車に注意する」を繰り返し教えましょう。
- 飛び出しの危険を繰り返し教えましょう。
- 通学路が決まっている場合は、子どもと一緒に歩いて、危険な箇所のチェックと安全な通行の仕方を教えましょう。
- 通学路が決まっていない場合は、保護者が歩いて学校までの安全な道順を決めて、登下校するように教えましょう。

🚲 守ろう! 自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
※13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人は、自転車を運転するときに歩道を走行することができます。
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止。
 - 夜間はライトを点灯。
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。
5. 子どもはヘルメットを着用

🚲 自転車保険に入っていますか?

自転車は、車やバイクと同じ“車両”の仲間です。自転車を運転中に交通事故を起こし、歩行者に危害を加えるなどした場合、さまざまな責任が問われることになります。

実際に、小学生が運転していた自転車と歩行者が衝突した事故で、1億円近い高額賠償を命じる判決もありました。子どもが起こしたからといっても賠償は免れません。親が責任を負うこともあります。

万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険などに加入しましょう。詳細は、自転車販売店や保険会社などにお問い合わせください。

🚲 あおり運転はやめましょう

他の車両を妨害する目的で執拗にベルを鳴らす、不必要な急ブレーキをかけるなど、自転車の「あおり運転（妨害運転）」は、危険な行為として罰則の対象になります。